

最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書

食料品など生活必需品の値上がりが続くなか、私たち消費者だけでなく、価格転嫁ができずに苦しむ中小零細企業の経営にも深刻な打撃を与えていている。

物価の高騰は所得の低い人ほど影響が大きく、パート・派遣・契約・アルバイトなどの非正規雇用やフリーランスなどの弱い立場の労働者の生活破綻が深刻となっている。また、東北・中四国・九州など最低賃金が低い地域ほど中小零細企業が多く、経済的ダメージはより深刻となっている。

コロナの感染拡大が始まった2020年以降、世界各国は最低賃金をはじめとする賃金の引き上げによる内需拡大をすすめ、経済危機を克服してきた。日本も2023年の最低賃金改定で「過去最高の引き上げ」をしたが、世界の水準に届いておらず、韓国にも追い抜かれているのが実態である。

この難局を乗り越えるには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を引き上げること、賃金の底上げを図ることが不可欠である。格差と貧困を縮小するためには、最低賃金大幅引き上げと地域間格差をなくすことがこれまで以上に重要になっている。

2023年10月に改定された地域別最低賃金は、最高の東京で時給1113円、山形県では900円、最も低い県では893円に過ぎない。毎日8時間働いても年収で160万円程度であり、最低賃金法第9条第3項の「労働者の健康で文化的な生活」を確保することはできない。さらに地域別であるがゆえに、山形県と東京都では同じ仕事でも時給で213円もの格差がある。若い労働者の都市部への流出が地域の労働力不足を招き、地域経済の疲弊につながっている。自治体の税収が減少し、行政運営にも影響がでている。

27都道府県4万8千人を超える協力の下おこなわれた「最低生計費試算調査」では、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められず、若者1人が自立して生活するうえで必要な最低生計費は全国どこでも月25万円(税込)程度であるとの結果が示されている。

世界各国の制度と比較すると、ほとんどの国が全国一律最低賃金であるのに対して、日本の最低賃金は都道府県ごとに分けられ、OECD諸国で最低水準となっている。

日本でも大胆な財政出動を行い、公正取引ルールを整備するなど具体的な中小企業支援策を確実に実施し、最低賃金を引き上げられる支援策を強化・拡充する必要がある。

以上の趣旨より、下記項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

記

- 1 政府は、最低賃金法を全国一律最低賃金制度に法改正すること。
- 2 政府は、労働者の生活を支えるため、段階的に最低賃金を1500円以上にすることを目指すこと。
- 3 政府は、最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように、中小企業への支援策を抜本的に拡充し、国民の生命とくらしを守ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月20日

山形県寒河江市議会
議長 柏 倉 信 一

内閣総理大臣
厚生労働大臣 } 宛て